

2022年10月3日

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

ニッセイ・ウェルス生命 野村証券を通じ、
『ニッセイ・ウェルス えらべる介護終身保険〈外貨建〉告知コース・無告知コース』を
改定し、販売開始



ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（代表取締役社長：井本 満、以下「ニッセイ・ウェルス生命」）は、野村証券株式会社（代表取締役社長：奥田 健太郎）を通じて販売されてきた『ニッセイ・ウェルス えらべる介護終身保険〈外貨建〉告知コース・無告知コース』*1（以下「当商品」）の商品改定を行い、機能を拡充させて2022年10月1日に販売を開始いたしました。

*1：正式名称 告知コース：指定通貨建終身保険 / 無告知コース：指定通貨建特別終身保険

【商品改定の主なポイント】

当商品は、ご家族のために資産をふやしてのこすことができ、さらに認知症・介護のためにそなえることができる保険料一時払の外貨建終身保険で、告知の有無や介護保障の有無をご選択いただけます。

今回の改定で、無告知コースの第1保険期間（ご契約日から保障が大きく増加するまでの期間）として2年・3年を選択できるようになりました。

	改定前	改定後
介護保障なし*2を選択した場合	5年	2年、3年、5年
介護保障あり*3を選択した場合	5年	3年、5年

*2：認知症・介護保障特則を付加しない

*3：認知症・介護保障特則を付加する

選択の幅が広がったことで、より一層お客さまのニーズに合わせてプランを使い分けられる商品になりました。

商品の詳細は以下の URL、商品の概要については別紙をご覧ください。

https://www.nw-life.co.jp/product/individual/insurance/eraberu_kaigo/

- ・商品パンフレット
- ・特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）

ニッセイ・ウェルス生命は、これからも多様化するお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスを提供してまいります。

商品の概要

『ニッセイ・ウェルス えらべる介護終身保険〈外貨建〉告知コース・無告知コース』

1. 商品の特徴としくみ

特徴	告知コース	<ul style="list-style-type: none"> 健康状態について、告知または医師の診査が必要となります。 ご契約からすぐに、一時払保険料を上回る死亡保障を確保できます。
	無告知コース	<ul style="list-style-type: none"> 健康状態の告知なしで、ご加入いただけます。 ※被保険者が入院中の場合など、ご加入いただけない場合があります。 第1保険期間経過後に死亡保障が大きく増加します。 【選択できる第1保険期間】認知症・介護保障特則を付加しない場合：2年、3年、5年 認知症・介護保障特則を付加する場合：3年、5年

介護保障なし

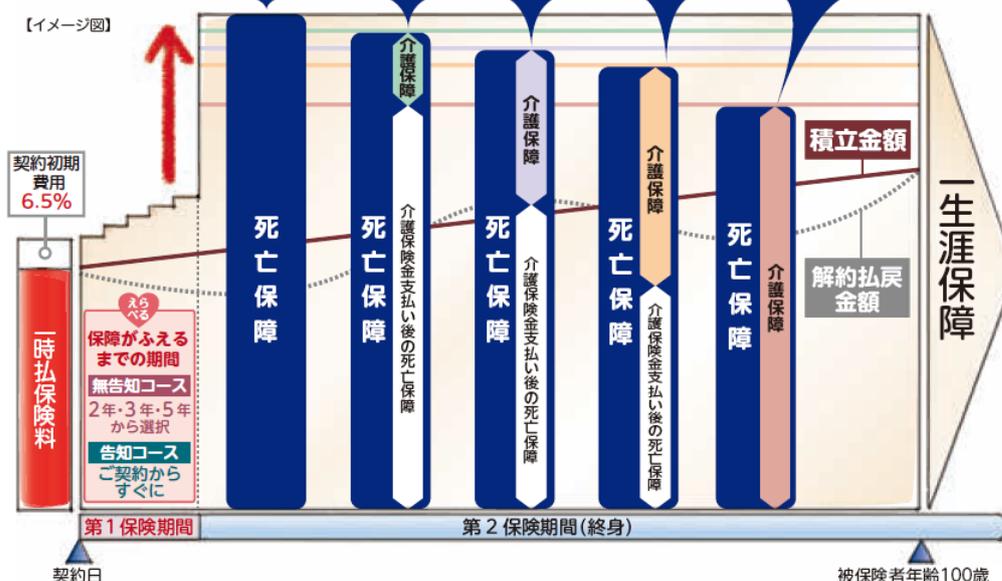
シンプルに死亡保障をふやしてのこすことができます。
介護保障がない分、死亡保障は大きくなります。

介護保障あり

- 所定の認知症による状態に該当された場合*1、または要介護2以上に認定された場合*2、介護保険金をお支払いします。
*1 無告知コースの場合、第2保険期間中に限ります。
*2 告知コースの場合、公的介護保険制度の要介護認定を受けていなくても、ニッセイ・ウェルス生命所定の要介護状態になられた場合はお支払いの対象となる場合があります。
- 介護保険金額は基本保険金額に対し、介護保障割合を乗じた金額となります。
介護保障割合は 10% 30% 50% 100% からご契約時にご選択いただけます。

無告知コース	介護保障なし	介護保障あり／介護保障割合			
		10%	30%	50%	100%
基本保険金額の一時払保険料比	189.8%	186.1%	179.2%	172.8%	158.6%
基本保険金額	189,843米ドル	186,189米ドル	179,286米ドル	172,876米ドル	158,693米ドル
介護保険金額	なし	18,618米ドル	53,785米ドル	86,438米ドル	158,693米ドル

【イメージ図】



2. 商品の概要および主な取扱

		告知コース	無告知コース
主な保障内容	死亡保険金	被保険者が保険期間中に亡くなられた場合にお支払いします。	
	高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、ニッセイ・ウェルス生命所定の高度障害状態になられた場合にお支払いします。	取扱いはありません。
	介護保険金	被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき*、またはニッセイ・ウェルス生命所定の認知症による状態に該当されたときにお支払いします。(認知症・介護保険金特則付加)	被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき、またはニッセイ・ウェルス生命所定の認知症による状態に該当されたとき(第2保険期間中)にお支払いします。(認知症・介護保障特則付加)
告知	あり	なし	
付加できる主な特約・特則	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症・介護保険金特則 ・リビング・ニーズ特約 		・認知症・介護保障特則
	<ul style="list-style-type: none"> ・円支払特約Ⅱ ・年金支払特約 ・年金移行特約 ・円建終身保険移行特約Ⅱ ・指定代理請求特約 		・目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱ
契約年齢範囲(被保険者の満年齢)・最低一時払保険料	50歳～90歳 20,000米ドル/豪ドル	50歳～90歳 20,000米ドル/豪ドル 91歳～95歳 80,000米ドル/豪ドル(認知症・介護保障特則は付加できません)	

* 公的介護保険制度の要介護認定を受けていなくても、ニッセイ・ウェルス生命所定の要介護状態になられた場合にお支払いの対象となる場合があります。(共通項目)

指定通貨	米ドル・豪ドル
最高保険金額	10億円*
保険期間	終身
解約払戻金	あり(市場価格調整適用)
配当金	なし

* 円換算にあたっては、契約日が属する年度のニッセイ・ウェルス生命が定める通算為替レートを我们用います。

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

3. リスクと費用について

投資リスク・為替リスクについて

- この保険は解約等の場合に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は外貨建てであるため、為替相場の変動により、保険金等の受取時円換算額が、一時払保険料や保険金等のご契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用の合計額です。また、外国通貨のお取扱いに必要な費用や特定のご契約者にご負担いただく費用がかかる場合があります。

【ご契約時の費用】

ご契約の締結等にかかる費用(契約初期費用)として、一時払保険料から次の金額を控除します。

告知コース	一時払保険料の5.7%～6.5%	無告知コース	一時払保険料の6.5%
-------	------------------	--------	-------------

【保険期間中の費用】

死亡保障や高度障害保障*に必要な費用を毎月積立金から控除します。また、認知症・介護保険金特則および認知症・介護保障特則が付加されている場合は、上記に加え、介護保障に必要な費用を控除します。これらの費用は、契約年齢、性別、経過期間等により異なりますので、一律には記載できません。*無告知コースの場合、高度障害保障はありません。

なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に次の費用を差し引いています。

告知コース：ご契約の締結や維持に必要な費用 **無告知コース**：ご契約の締結や維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用

【外国通貨のお取扱いに必要な費用】

- 外国通貨を円貨に交換する次の場合、適用される為替レートとTTM(対顧客電信仲値)*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

適用為替レート	
死亡保険金、介護保険金等を円貨で受取る場合[円支払特約Ⅱ]	TTM - 50銭
円建の年金で受取る場合[年金支払特約][年金移行特約]	
円建終身保険に移行する場合[目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱ][円建終身保険移行特約Ⅱ]	

* TTM(対顧客電信仲値)は、ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記為替レートは、2022年7月現在のものであり、将来変更されることがあります。

※外国通貨建の保険料を円貨にてご用意される際や保険料を外国通貨でお払込みになる際、また、保険金等を外国通貨でお受け取りになる際や、その通貨を円貨に交換してお出しする際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。手数料等の詳細につきましては、取扱金融機関にご確認ください。

【特定のご契約者にご負担いただく費用】

- 年金移行特約による年金への移行後は、移行日の解約払戻金を特約積立金額として、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。また、毎年の年金受取日に年金管理費として特約積立金から年金額の1%を上限に控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。
- 目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱまたは円建終身保険移行特約Ⅱによる円建終身保険への移行後および年金支払特約による年金受取期間中は、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。

本ニュースリリースは報道機関向けに作成した資料です。したがって、商品のご検討に際しましては、必ず「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。